

令和7年第1回臨時会議事日程（第1号）

令和7年1月24日（金）

午後1時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 令和6年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第7 議案第5号 令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第8 議案第6号 令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第9 議案第7号 令和6年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	1月24日	金	本会議	午後1時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

令和7年第1回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和7年1月24日	
招 集 の 場 所	吉富町役場二階議場	
開 会	1月24日 13時00分	
応 招 議 員	1 番 新保 祐介	6 番 横川 清一
	2 番 丸谷 宏一	7 番 是石 利彦
	3 番 角畑 正数	8 番 岸本加代子
	4 番 向野 倍吉	9 番 矢岡 匡
	5 番 太田 文則	10番 山本 定生
不 応 招 議 員	なし	
出 席 議 員	応招議員に同じ	
欠 席 議 員	不応招議員に同じ	
地方自治法第121 条の規定により説明 のため会議に出席し た者の職氏名	町 長 花畑 明 副 町 長 和才 薫 教 育 長 若山誠一郎 未来まちづくり課長 別府 真二 総務財政課長 奥本 仁志 住 民 課 長 南 博己 福祉保険課長 友田 哲也	子育て健康課長 梅林 正典 上下水道課長 奥家 照彦 地域振興課長 守口 元子 教 務 課 長 石丸 順子 建 設 課 長 軍神 宏充
本会議に職務のため 出席した者の職氏名	事 務 局 長 中家 立雄 書 記 小原 弘光	
町長提出議案の題目	別紙日程表のとおり	
議員提出議案の題目	別紙日程表のとおり	

午後1時00分開議

○議長（山本 定生君） 開会の前に議長から一言。近日ですね。議員の皆様方は、兼職という形で大変忙しいことは十分承知しておりますが、皆様は住民の負託を受けた議員であることを再度認識をし、議会並びに町で行う行事その他に関しては、まず率先して出席することが大事だと私は考えます。そのことを再度皆さん認識をしていただき、職責を担っていただきたいと思います。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、角畑議員、向野議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山本 定生君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日1月24日の1日間にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1月24日の1日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第4. 議案第2号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5. 議案第3号 吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6. 議案第4号 令和6年度吉富町一般会計補正予算（第8号）について

日程第7. 議案第5号 令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

日程第8. 議案第6号 令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第9．議案第7号 令和6年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（山本 定生君） 日程第3、議案第1号から、日程第9、議案第7号までの7案件を一括議題にいたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 提案理由の御説明を申し上げます。

本日、令和7年第1回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに大変御多用の中を御出席をいただき、誠にありがとうございます。

このたびの臨時議会には、条例案件3件、予算案件4件について、御審議願いたく、御提案をするものでございます。

まず、議案第1号は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。昨年8月の人事院勧告に基づき、本町においても勧告に沿って一般職の職員の給与改定を実施するため、本条例等の一部を改正するものであります。

議案第2号は、単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院勧告に基づき、一般職の職員に準じて給与改定を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第3号は、吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。人事院勧告により、本町が地域手当の支給対象地域となることに伴い、パートタイム会計年度任用職員についても地域手当相当額の支給を可能とするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第4号は、令和6年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてであります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ7,502万8,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を45億251万6,000円とするものでございます。

今回の補正予算では、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正のほか、国の令和6年度補正予算にて追加されました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する事業費のうち、今年度実施する事業分を計上しております。

歳入は、14款2項国庫補助金で5,062万円の増額、19款1項繰越金で2,440万8,000円の増額、歳出の主なものは、2款1項総務管理費で1,244万4,000円の増額、3款1項社会福祉費で3,557万6,000円の増額、3款2項児童福祉費で827万円の増額、10款1項教育総務費で664万9,000円の増額などとなっております。

議案第5号は、令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。既定の歳入歳出予算にそれぞれ42万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を7億7,473万8,000円とするものでございます。

続いて、議案第6号は、令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的支出に116万2,000円を追加をするものであります。

議案第7号は、令和6年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。収益的支出に156万7,000円を追加するものであります。

以上の議案第5号から議案第7号までの補正予算は、いずれも人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正のみを計上しております。

以上、提出議案については、行政運営上、大変重要なものであります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（山本 定生君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案第1号について御説明をいたします。

人事院勧告の内容に沿って、本町一般職の職員の給与条例を改正するものでございます。

本年度の人事院勧告に基づく給与改定は、月例給・ボーナスの引上げに加え、現行の人事管理上の重点課題に対応することで、時代の要請に即した給与制度に転換し、魅力ある公務の環境を整え、人材の確保を目指すための給与制度のアップデートを行うこととされており、令和7年度からの給与制度の包括的な見直しを行う改定となっております。

月例給につきましては、本年4月時点で民間給与が国家公務員の月例給を平均1万1,183円、率にして2.76%上回る結果となりました。そのため、4月に遡って給料表を国の大卒初任給で2万3,800円、高卒初任給で2万1,400円、そのほか、若年層が在籍する号給に重点を置きながら、全ての号給について4,000円から最大2万6,000円程度の引上げ、率にして平均3.0%引き上げる勧告が行われております。

ボーナスについても、昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間支給割合が国家公務員を0.10月分上回ったことから、0.10月分の引上げ勧告が行われております。

なお、引上げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとなっております。

また、令和7年度からの給与制度のアップデートにおいては、給料やボーナスに加え、地域手当、通勤手当、扶養手当、管理職特別勤務手当など、様々な手当を包括的に見直すこととされております。本町の給与条例につきましても、人事院勧告に沿った内容で改正いたしたく、御審議をお願いするものでございます。

それでは、議案書2ページ、併せて附属資料の1ページ、新旧対照表も御覧いただければと思

います。

まず、第1条の改正についてであります。

第20条は、期末手当の支給割合等を定める規定です。第2項は、今年度分の再任用職員以外の正規職員分について、12月支給分を0.05月分引き上げる改正を、第3項は、再任用職員の期末手当について、同じく12月支給分を0.025月分引き上げる改正を行います。

続いて、新旧対照表は2ページ、第21条第2項は、勤勉手当の支給割合を定める規定です。期末手当と同様に、12月支給分について、再任用以外の正規職員は0.05月分、再任用職員は0.025月分を引き上げる改正となります。

なお、会計年度任用職員については、再任用職員に準じて支給をいたします。

次に、別表1の改正でございます。新旧対照表は3ページからとなります。

本町の高卒初任給の1級9号で2万3,600円、大卒初任給の1級25号で2万3,800円、そのほか、全ての号給で引上げが行われており、改定率は1級で平均11.1%、2級で7.6%、3級で3.1%、4級で1.3%、5級と6級は1.2%、全体平均で3.0%の引上げとなっております。

続いて、第2条の改正についてになります。

議案書は5ページ、新旧対照表は10ページを御覧ください。

この第2条の改正につきましては、附則において、令和7年4月1日、来年度からの施行ということで規定をしております。

まず、第12条の改正につきましては、扶養手当の制度見直しに関するものになります。配偶者への扶養手当を廃止し、扶養親族である子供への扶養手当について、現行の1万円から1万3,000円に引き上げるものでございます。

なお、新旧対照表11ページの現行の第13条には、扶養手当の支給に関する詳細を規定をしておりましたが、法律の定めに倣いまして、詳細は規則で定めることとし、第13条は削除をいたします。

続きまして、議案書の6ページ、新旧対照表は13ページからの第13条の3の改正となります。こちらは、通勤手当の制度見直しに関するものになります。第1号では、国の制度に倣い、一定の場合に有料道路を使用しての通勤を認め、利用料金を通勤手当として支給をする改正をいたします。第2号については、国の規定に倣い、自動車等の定義を明確にする改正をいたします。自動車以外では主にバイク等を想定をしております。

新旧対照表は14ページ、第2項と、それから新旧対照表15ページの第3項、こちらの改正につきましては、通勤手当の額の算定に関するものとなります。第2項の第1号から第3号までで定めました通勤手当の額を合算をした通勤手当の額の上限につきまして、新たに設けた第3項

におきまして、これまでの上限5万5,000円から15万円に引き上げることを定める改正でございます。

次の第13条の4の改正は、地域手当の制度見直しに伴うものでございます。これまで、新旧対照表の17ページにありますとおり、町の職員が支給を受ける可能性がある地域手当の区分、5級地から7級地のみを国の基準に合わせて独自に規定をしておりましたが、法改正があった場合に毎回改正の必要が生じることとなりますので、今回の地域手当の制度改正に合わせて、法律に定める割合で支給する旨の規定に改正をさせていただきます。

今回、法律において、地域手当の支給地域を県単位での指定とする制度改正が行われ、さらに、支給区分をこれまでの7段階から5段階に簡素化をする改正が行われております。これにより、福岡県全域が4%の地域手当の支給対象地域に指定をされたことから、本町におきましても、国の指定に沿って地域手当の支給を新たに行うこととなります。

次に、議案書は7ページ、第13条の5の改正になります。こちらにつきましては、配偶者の定義について、扶養手当に規定されていたものが削除をされたため、改めて、この単身赴任手当の部分で同じ内容を定義し直すものでありまして、内容に変更はございません。

次の第19条の2の改正は、管理職員特別勤務手当の制度改正に伴うものでございます。平日深夜の支給対象となる勤務時間について、これまでの午前零時から午前5時までを午後10時から午前5時までに拡大をするものでございます。

新旧対照表17ページの第20条及び新旧対照表18ページからの第21条、こちらの改正につきましては、期末勤勉手当について、今年度は12月支給分のみを増額し、1年分の引上げをまとめて行いますが、来年度以降については、6月支給分と12月支給分の支給月数がそれぞれ均等になるように、引上げ月数を配分するための改正でございます。

なお、年間の合計支給割合は、今年度の引上げ後の月数4.6月分と変更はございません。

新旧対照表19ページ、次の第22条の規定は、手当の支給方法の詳細については規則で定める旨の規定となりますが、扶養手当につきましては、その旨を扶養手当に関する条文で独自に今回規定をしたことから、この条からは削除をするという内容の改正でございます。

新旧対照表20ページ、第23条の2の規定については、再任用職員に支給する手当から除外をする手当の種類を定めるものでありますが、第13条の2の住居手当を除外対象から外すことで、今後は再任用職員にも住居手当を支給するための改正でございます。

次の第24条は、退職者の給与について、国の制度に倣い、地域手当も支給対象に加える改正でございます。

次に、別表第1、給料表の改正です。本日お手元に配付をさせていただきました追加資料の新旧対照表を御覧いただければと思います。こちらの改正は、一定の役職にある職務の級、具体的

には3級以上の職について、3級ではこれまでの5号に相当する額を第1号の給料月額に、4級・5級では9号に相当する額が1号に、6級では13号に相当する額が1号に、それぞれ額の引上げを行うものでございます。これに伴い、3級以上の2号以降の給料月額もそれぞれ引上げとなっております。これは、一定の役職にある者について、職務や職責に応じた給料の上昇を確保するため、各級の1号の給料月額を引き上げることで、若手が早期に昇格をした場合のメリットを大きくするほか、民間から中途採用等をする際の給料を引き上げるための改正でございます。

最後に、議案書11ページの附則についてになります。11ページを御覧ください。

まず、第1条の施行期日等です。この条例は公布の日から施行することといたしますが、第2条の改正規定と附則の一部の規定につきましては、令和7年4月1日から施行することとしております。

また、第2項で、第1条の改正については、本年4月1日に遡って適用することとしております。その結果、1月までに既に支給をした給与と生じた差額については、追加で支給をすることといたします。

第2条は、既に支給している給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす規定でございます。

第3条は、令和7年4月からの給料表の改定により、3級以上の各号の給料月額が引上げをされますが、これは既存の職員全員の給料を引き上げるというものではございませんので、3月末時点の職員の給料月額に応じて、新しい給料表における同じ給料月額の号に切替えを行うための規定でございます。具体的な切替えの号数につきましては、議案書12ページからの附則別表に定めている内容でございます。

第4条は、第3条での切替えに当たり、一部の職員について、給料月額に逆転が生じるなどの不公平が生じる可能性があることから、調整を可能とするための規定でございます。

第5条は、扶養手当の制度改正に伴う経過措置の規定であり、令和8年3月31日までは、経過措置として1万3,000円に引き上げられる子供の扶養手当を1万1,500円への引上げにとどめ、廃止される配偶者の扶養手当を現行の6,500円から3,000円への引下げにとどめるための規定でございます。

議案書12ページ、第6条は、地域手当の経過措置についての規定でございます。国の給与法の一部改正に関する法律により定められた地域手当の経過措置に合わせて、本町で支給される地域手当についても経過措置を定めることとしております。

なお、令和7年度は、経過措置として、本来4%が支給されるところを2%の支給にとどめることとしております。

第7条では、このほかに条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。

最後の第8条は、令和4年に制定をしました定年延長に関する関係条例の整備条例において定めました暫定再任用職員について、今回の改正に合わせて再任用職員に支給されます住居手当、こちらの支給を暫定再任用職員にも可能にするための改正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。

なお、質疑の回数は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしく願いいたします。

また、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしく願いいたします。

本案に対して質疑はありませんか。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 今回、人事院勧告で、職員である公務職、再任用職員だとか会計年度任用職員の給与改正ではあるんですけども、これ以外に関わっている例えば常勤の特別職の方だったり、非常勤の特別職の方、吉富町ではいると思うんですけども、区長さんはこの間、報酬とかいろいろ上がったりしているんですけども、ほかに農業委員の方だったりとかたくさんおると思うんですけど、そういったところの今回の給料の見直しに当たって、そういったところも報酬が変わるとかというようなお考えはありますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 特別職の給与につきましては、その性格が生計費や民間給与との均衡を考慮して支給をされる一般職とは異なりまして、その職務の特殊性に応じ、その職務に対する一切の給付を含めた対価として支給をされる性格のものでありまして、今回のように一般職の給与が上昇したということをもって自動的に引き上げるような、そういった性質のものでないということは、まずは御理解をいただければというふうに思っております。

ただ、現状としまして、本町では、議員さんの報酬も含めまして長く改定がされていないという状況ではございますので、現在の金額がその職務や職責に見合った額であるかどうかということの妥当性につきましては、いろいろと検討すべき段階にきつつあるのかなというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。

○議員（1番 新保 祐介君） はい。

○議長（山本 定生君） ほかに。太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 地域手当についてちょっと確認したいんですけども、今現在、地域手当は職員のほうでは支給されていないと思うんですけども、例えば、今、この中にあるように級地、福岡県、今後は県単位でやるという話だったんですけども、その中で福岡県は4%という話が今出ましたけれども、今までに職員の派遣というか、級地に出向いての事務手続というか、行政手続というか、そういったものの前例があるのか。それと、もう一つ、例えば、被災された市町で事務手続に応援というか、そういった方が例えば行った場合に、例えば1か月単位で地域手当が支給されるのか、例えば3週間であれば出張扱いになるのか、そのところをお答え願えますか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） まず、1つ目の質問であります、こちらにつきましては、福岡県庁に研修生として派遣をした職員につきまして、福岡市の級地を適用して地域手当を支給した実績はございます。

それから、2点目につきましては、これはどういった形での応援の形を取るかということになります。先ほど議員さんおっしゃいましたように、出張扱いで一時的にそちらに行くということであれば、その手当というものが発生するものではございませんが、勤務を命じて、その勤務地で勤務をしたということになれば、それは当該地域の地域手当の対象になるというふうに考えております。

以上でございます。

○議員（5番 太田 文則君） 議長、いいですか。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 例えば、3週間でそういう勤務を命じられた場合でも、地域手当が出るということでよろしいのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） ちょっとそこまでの細かい部分についてはまだ私が把握できておりませんので、これにつきましてはまた確認をして後ほど回答させていただければと思います。

○議長（山本 定生君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第4、議案第2号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案の第2号について御説明をいたします。

○議長（山本 定生君） 課長、長くなるようなら着座で結構ですよ。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 今回は短いです。

○議長（山本 定生君） いいですか。

○総務財政課長（奥本 仁志君） ありがとうございます。

それでは、議案書の17ページ、新旧対照表は21ページからとなります。

まず、第9条第2項において、会計年度任用職員に適用除外とされておりました勤勉手当について、支給を可能とする改正でございます。こちらは4月に遡って適用させていただきます。

次に、別表1の労務職給料表の改正でありまして、今回の人事院勧告に基づいて改正を行います。初任給で2万1,500円、若年層に重点を置き、全ての号給で3,000円から2万5,000円ほどの引上げとなっております。

議案書の20ページ、新旧対照表は28ページを御覧ください。

第2条としまして、令和7年4月1日からの改正について規定をしております。

まず、第3条と第4条で、一般職の職員と同様に地域手当の支給を可能とするため、給与の種類に地域手当を加える改正を行います。

次の別表1の給料表の改正については、3・4級について、一般職と同様に職務や職責に応じた給料体系とするため、1号の給料月額を引き上げるものであります。加えて、単労職の1級については、中学校卒業後に直ちに採用される場合を前提として設定をされていた低い給料月額の

号、具体的には1級の1号から16号まで、こちらを近年の採用状況を踏まえて廃止をして、現在の17号を1号とするための改正でございます。

最後に、議案書24ページになります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、第2条と一部の附則については令和7年4月1日から施行することとしております。また、第2項で、第1条の給与改定については、一般職同様、令和6年4月1日に遡って適用することといたします。

第2条は、既に支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすものです。

第3条と第4条は、一般職同様、給料表の改正に伴い、既存の職員の号数の切替えを行うための規定でございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第2号単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、議案第3号吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案第3号について御説明をいたします。

議案書 29 ページ、新旧対照表は 35 ページからとなります。

まず、第 1 条の改正です。

第 9 条第 2 項によって、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について、一般職に倣って支給することを定めるものでございます。こちらは昨年 4 月に遡って適用いたします。

次に、第 2 条の改正です。

第 8 条は、地域手当について、これまで本町において支給対象とされていなかったパートタイム会計年度任用職員につきましても、今回の制度改正に合わせて地域手当に相当する報酬の加算を行うための改正でございます。

第 11 条は、勤務 1 時間当たりの報酬の額の算定に当たり、地域手当相当額を加算して算定するための改正でございます。

第 13 条は、フルタイム会計年度任用職員の期末手当基礎額の算定に当たり、地域手当を加えるための改正でございます。

なお、パートタイム会計年度任用職員につきましては規則で定めることとなっておりますので、規則において同様に地域手当相当額を加算した額を基礎額と定めることとしております。

最後に、附則についてです。

1 項で、この条例は公布の日から施行することとし、第 2 条の規定を令和 7 年 4 月 1 日から施行することといたします。

2 項で、第 1 条の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日に遡って適用することとしております。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対しての質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 3 号は、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 3 号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第3号吉富町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第6、議案第4号令和6年度吉富町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ、4ページまで。次に、5ページ、第2表債務負担行為補正。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 吉富町デマンド型乗合タクシーの運行事業なんですけれども、181万9,000円増加になっています。これは利用者が増加するのを見込んで増加になったのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（山本 定生君） 住民課長。

○住民課長（南 博己君） この部分につきましては、人件費高騰による運賃値上げの申入れがあり、それを承認いただいている債務負担行為限度額では対応できない可能性があるため、181万9,000円を増額し、限度額の変更を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） ほかによろしいですか。次に、6ページ、事項別明細書、総括、歳入。7ページ、同じく、総括、歳出。次に、歳入8ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。歳出9ページ、10ページ。11ページ、12ページ。13ページ、14ページ。15ページ、16ページ。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 8款土木費4項の都市計画費のここにある電気代高騰ということなんですけれども、当初予算では127万2,000円とあります。今回、26万円ほど上乗せがあるんですけれども、結局、その自治会、その辺の説明なんですけれども、自治会への電気代負担は2分の1か何か、本町は助成してあると思うんですけれども、その2分の1というのはもう変わらずに、電気代高騰ということで大体これぐらいが半分じゃないかということの増加ということなんですか。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 補正予算を行っておりまして、それで153万6,000円というふうに補正をさせていただいております。自治会への電気代の助成は8割予定をしていたんですが、電気代の高騰ということで御協力いただきまして、100%の助成というふうに今回は変え

ております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。

○議員（4番 向野 倍吉君） はい。

○議長（山本 定生君） ほかに、15ページ、16ページ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 17ページ、18ページ。19ページ、20ページ。歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、21ページ、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額、または、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書変更。いいですか。補正予算給与費明細書（第5号）22ページ、23ページ、24ページ、25ページ、26ページ。以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 小学校の給食費への助成ですが、また、これだけではなくて、先ほどの街灯のこともあると思うんですけれども、街灯の電気代の助成ですね、既にもう一般財源で予算化しているものを減額して、その分、交付金を充当されていると思うんですけれども、私はこれはこのまま執行して、新たな交付金は、交付金の目的に沿ったさらなる住民福祉に通じる施策に充てるべきではないかと思っておりますので、その意見を添えた上で賛成いたします。

○議長（山本 定生君） ほかに反対意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） すいません、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号令和6年度吉富町一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7、議案第5号令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書、総括、歳入。5ページ、同じく、総括、歳出。次に、歳入6ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。7ページ、8ページ。歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 補正予算給与費明細書（第3号）9ページ、10ページ、11ページ、12ページまで。以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第5号令和6年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8、議案第6号令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

補正予算書1ページ。補正予算実施計画書、収益的収入及び支出、支出2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ、5ページまで。補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出、支出6ページ。給与費明細書7ページ、8ページ、9ページ、10ページまで。以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第6号令和6年度吉富町水道事業会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第9、議案第7号令和6年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ。補正予算実施計画書、収益的収入及び支出、支出2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ、5ページまで。補正予算実施計画明細書、収益的収入及び支出、支出6ページ。給与費明細書7ページ、8ページ、9ページ、10ページまで。以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号令和6年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（山本 定生君） 以上で、今期臨時会に付議された議案は全て議了いたしました。

ここで、町長から議員の皆様へ御挨拶があります。町長。

○町長（花畑 明君） 一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本日は、全ての提出議案に御議決を賜り、誠にありがとうございました。

今回の人事院勧告に伴う給与改定は、初任給の大幅な上昇や地域手当の支給など、本町の職員にとって大きな処遇改善につながるものでございます。現在進めております働き方の面での処遇改善と併せて、魅力ある職場環境を構築することで、職員の働く意欲を向上し、そして、優秀な人材の確保を図ることで、住民の皆様へのサービスの向上につなげてまいります。

また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関する事業につきましては、食料や燃料など、我々の生活に必要な不可欠な物資の価格高騰に苦しんでおられる方々に一刻も早くお届けをし、喜んでいただけるように、しっかりと準備を進めてまいります。

さて、今年はい年の1年であります。巳年の蛇は変化と再生を象徴する年と言われており、この吉富町でも新たな挑戦と成長の機会が訪れる1年にできればと思っております。蛇が脱皮を繰り返し大きく成長するように、私たちが過去の成功と失敗を糧として、町のさらなる発展を目指してまいります。

議員の皆様方におかれましても、町民の皆様の幸せを第一に考え、共に手を携えて町の明るい未来を一緒に切り開いていこうではありませんか。

結びになりますが、本年も議員の皆様にとって健康で幸多き1年となりますよう御祈念を申し上げ、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（山本 定生君） これをもちまして、令和7年第1回吉富町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 1月24日

議 長

署名議員

署名議員